

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	山ノ内町 205613
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区 (菅・寒沢、佐野、戸狩)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	354.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	263.32 ha
② 田の面積(現況)	34.97 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	314.73 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	33.32 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)区域内の遊休農地面積は31.42ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・今後、中核農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、規模縮小意向のある農業者の農地面積が大きく、新たな農地の受け手の確保が必要である。

・佐野と戸狩の集落に挟まれた、県道角間中野線の両端の平坦な農地約68haは一部点在した水田を除くと、その大部分が樹園地で、農地の整備済面積は約4haである。

・佐野集落の東側の農地約32haはほ場整備が完了している。

・県道宮村湯田中停車場線の両端に広がる農地は周りを山に囲まれ、起伏に富んだ傾斜地が広がり約115haの内約95%が樹園地として利用され、約19haがほ場整備を完了し、その内11haが畑地かんがい施設を完備している。

・伊沢川と前山東斜面に囲まれた平坦な農地約80haの内約36haが第1次農業構造改善事業により、ほ場整備が完了している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・町の基幹作物である、りんご、ぶどう、もも等の果樹生産を中心に振興する。

・新規参入者や中核農家の集積に向けて老木園の改植を進める。

・高品質化、高収益化、省労力化に向けた栽培方法(高密度栽培等)の導入を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
中核となる担い手農家への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	43	%	将来の目標とする集積率
			60 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

- ・中心となる担い手が利用する農地面積の面積は、12.9ha(令和16年度時点)
- ・新規就農者が利用する農地面積は3.0ha(令和16年度時点)
- ・その他の農業者が活用する農地面積は17.3ha(令和16年度時点)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 中核となる担い手農業者、認定農業者、新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法 担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組 田から果樹地に転換した農地が多く、排水状況が悪い農業地域がある。 優良農地化のため、排水整備事業の実施の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 他産業との連携等、農繁期の労力不足に対応した雇用等の促進により、地域をつないだ営農体制づくりを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 経営基盤の強化を図るため、農業制度資金利子補給、農業用機械・施設整備や環境整備に必要な経済的支援とともに自然災害等に備えた共済制度活用の促進を関係機関と図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策		☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業		☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①電柵を設置し、山側を鳥獣との緩衝地帯として、管理する。
規模が大きく、個人単位では設置が難しいため、地域全体で進めていく。
- ③経営規模拡大や省力化のため、スマート農業を推進していく。
- ⑤元々が田んぼで排水が悪く、果樹地帯として適していない地域があるため、排水整備を進め、優良農地を拡大していく。
- ⑦農地や山林を荒らさないよう、山に接している農地を引き続き草刈りを行い、タケノコやワラビ等の山菜を収穫できるよう管理する。
- ⑩魅力的な景観を推進していきたい。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。